

川崎市交通局人材育成推進委員会設置要綱

平成19年 3月30日

18川交庶第1022号

(目的及び設置)

第1条 交通局人材育成計画（平成18年3月31日17川交庶第876号。

以下「育成計画」という。）に基づき、交通局職員の人材育成を推進するため、交通局人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、交通局長をもって充てる。

3 副委員長は、企画管理部長をもって充てる。

4 委員は、自動車部長、庶務課長、経営企画課長、管理課長及び安全・サービス課長をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 育成計画の実施に関すること。

(2) 育成計画の推進状況の検証に関すること。

(3) 育成計画の新規計画の策定に関すること。

(4) 前各号に掲げる事項のほか、委員長が必要と認める事項

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長がこれを召集する。

2 委員会の会議は、副委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、委員長、副委員長及び出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(専門部会等)

第5条 委員会は、人材育成の推進において必要があると認めるときは、専門部会等を設置することができる。

2 専門部会等は委員長が指名する者で構成する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は庶務課職員係内に置く。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(交通局人材育成計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 交通局人材育成計画策定委員会設置要綱(平成17年7月14日17川交庶第277号)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。